

令和6年度以降の地域包括支援センターにおける 第2層生活支援体制整備事業について

多摩市役所 健康福祉部 高齢支援課

令和5年1月30日
地域包括支援センター運営協議会

1 生活支援体制整備事業の法的位置づけ

地域支援事業（介護保険法第115条の45）

被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するもの。

●包括的支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実施する事業

○地域包括支援センター運営分

- ①「総合相談支援事業」
- ②「権利擁護事業」
- ③「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」
- ④「第1号介護予防支援事業（要支援者を除く）」

○社会保障充実分

- ①在宅医療・介護連携推進事業
- ②認知症総合支援事業
- ③生活支援体制整備事業
- ④地域ケア会議推進事業

③生活支援体制整備事業

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備 その他のこれらを促進する事業

- ・第1層 協議体 生活支援コーディネーター
- ・第2層 協議体 生活支援コーディネーター

●介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うために実施する事業

○日常生活支援事業

- ①指定型訪問・通所サービス費

○一般介護予防事業

- ①介護予防普及啓発活動
- ②地域介護予防活動支援事業
- ③地域リハビリ活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業

2 生活支援体制整備事業の目的

目的

単身や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

生活支援コーディネーターの配置

全市・・・第1層生活支援コーディネーター
圏域・・・第2層生活支援コーディネーター

- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと取り組みのマッチング

協議体の設置

全市・・・まるっと協議体
圏域・・・地域福祉推進委員会(現在)
地域ケア会議(R6年度)

- 情報共有
- 連携・協働

補完

3 委託先変更の背景

増加する高齢者

生活支援のニーズの高まり、
地域課題の増加など

プレシニアのフレイル傾向

前期高齢者のフレイル傾向、
社会参加の減少など
(担い手不足)

複雑なニーズの増加

8050問題など、高齢
者のみにとどまらない
支援の必要性

生活支援サー
ビスのさらな
る拡充

前期高齢者を含め
たさらなる介護予
防事業の展開

介護予防の早期
対策の必要性

属性を超えた
支援（重層的
支援）

個人だけで
なく地域で
の課題解決

これらに対応するために…

機能強化

+

役割りの整理

新たな視点に
立った事業展開

より効率的かつ
効果的な事業展開

第1層

プロポーザル方式に
よる業者選定

第2層

地域包括支援センター運
営法人への委託先変更

4 2層の変更により目指すもの

1 機能強化

地域包括支援センター

→総合相談、地域ケア会議等を通じた
個別課題の把握

第2層生活支援コーディネーター

→地域支援を通じた地域課題の把握

一体的に実施する
ことで・・・

地域包括支援センターに2層としての
地域支援機能が加わり、高齢者
に対する一体的支援が可能に

地域包括支援センターと2層の一体
的实施により課題把握が効率化され、
より実効性のある取り組みと迅速な
対応が可能に

2 役割の整理

地域包括支援センター

生活支援コーディネーター
高齢者の総合相談窓口とし
ての機能強化
→高齢者に特化した支援

社会福祉協議会

地域福祉コーディネーター
高齢者のみではない、幅広
い層を対象とした支援
→重層的視点での支援

高齢支援課

介護予防事業の実施
(近所de元気アップトレーニ
ング一部直営化)
→課題解決に向けた事業展開

連携

5 令和6年度以降の2層の業務（イメージ）

第2層（現在） 日常生活圏域（5包括エリア）	第2層（令和6年度以降） 日常生活圏域（5包括エリア）
資源開発 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の把握、整理（ささえあいリスト、通いの場マップ） ・通いの場の立ち上げ（近所de元気アップトレーニング） ・生活支援サービスの創出 ・ニーズ、地域課題の把握 ・サービスの担い手の養成 ・高齢者の活躍の場の創出 	資源開発 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の把握、整理 ⇒資源情報のとりまとめ、整理は1層へ ・通いの場の立ち上げ（近所de元気アップトレーニング） ⇒補助金の交付事務は市に移管 ・生活支援等サービスの創出 ・ニーズ、地域課題の把握 ・サービスの担い手の養成 ・高齢者の活躍の場の創出
ネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の参加 ・地域福祉推進委員会への主催 ・まるっと協議体への参加 	ネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の主催 ・地域福祉推進委員会への参加 ・まるっと協議体への参加
ニーズとサービスのマッチング <ul style="list-style-type: none"> ・TFPPへのプロジェクト参加 	ニーズとサービスのマッチング <ul style="list-style-type: none"> ・TFPPへのプロジェクト参加
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・研修等への参加 ・生活支援コーディネーター定例会への参加 	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・研修等への参加 ・生活支援コーディネーター定例会への参加
地域福祉推進委員会	地域課題会議（地域ケア会議）
10名（地域福祉コーディネータ兼務）	5名（各地域包括支援センター1名ずつ、地域包括支援センター職員兼務）
多摩市社会福祉協議会（平成29年度～）	地域包括支援センター（令和6年度～）

